

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御 注 意

- 1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。
- 2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1					
構 造	2					
細 目	3					
取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5					
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外
圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8					
差 引 取 得 価 額 (7-8)	9					
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10					
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11					
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12					
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10-11-12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14					
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外
合 計 (13+14+15)	16					
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (16-17)	17					
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	18					
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	19					
旧 定 率 法 の 償 却 率	20					
算 出 償 却 額 (18 × 20)	21	円	円	円	円	円
増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率 計	22	()	()	()	()	()
(21+22)又は(18-19)	23					
算 出 償 却 額 (19-1円) × $\frac{5}{60}$	24					
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分	25					
定 率 法 の 償 却 率	26	円	円	円	円	円
調 整 前 償 却 額 (18 × 25)	27					
保 証 率	28	円	円	円	円	円
償 却 保 証 額 (9 × 27)	29					
改 定 取 得 価 額 (26 < 28) の 場 合	30					
改 定 償 却 率 (29 × 30)	31	円	円	円	円	円
増 加 償 却 額 (26)又は(31) × 割 増 率 計	32	()	()	()	()	()
(26)又は(31)+32	33					
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23、24又は33)	34					
特 別 償 却 限 度 額 租 税 特 別 措 置 法 又 は 震 災 特 別 法 に よ る 特 別 償 却 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 資 産 又 は 資 本 的 支 出 の 金 額 に つ い て は 、 耐 用 年 数 、 種 類 等 及 び 償 却 方 法 を 同 じ く す る 他 の 資 産 の 金 額 と 通 算 し て 「 40 」 欄 及 び 「 41 」 欄 の 金 額 を 記 載 で き ます 。	35	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
特 別 償 却 限 度 額 特 別 償 却 限 度 額	36	外	円	外	円	外
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 計	37					
合 計 (34+36+37)	38					
当 期 償 却 額	39					
償 却 不 足 額 (38-39)	40					
差 引 償 却 超 過 額 (39-38)	41					
前 期 から の 繰 越 額	42	外	外	外	外	外
償 却 不 足 に よ る も の	43					
積 立 金 取 崩 し の 金 額 に よ る も の	44					
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (41+42-43-44)	45					
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((40)-(43))と(36)+(37)のうちの少ない金額	46					
当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	47					
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (46-47)	48					
翌 期 へ の 繰 越 額 平 ・ ・ 平 ・ ・	49					
当 期 分 不 足 額	50					
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((40)-(43))と(36)のうちの少ない金額	51					
備 考						